

性別変更後の子の認知を巡る21日の最高裁判決の要旨は次の通り。（25面関連）

【本文】

次女が40代女性の子であることを認知する。

【判断の理由】

民法その他の法令には、認知の訴えに基づいて子と法律上の父子関係が形成されることになる父の法的性別について、規定はない。しかし、生殖補助医療の技術が進歩し、性別変更を認める性同一性障害特例法の施行によって、法的性別が女性であっても、自己の精子で女性に子を懐胎させ、血縁上の父子関係を有する事態が生じ得ることになった。

親子に関する法制は、血縁関係を基礎に置くものだ。生物学的な男性が生物学的な女性に子を懐胎させることで血縁上の父子関係が生じる点は、当該男性の法的性別が男性か女性かによって異なるものではない。

親子関係の存否は子の福祉に深く関わる、父に対する認知の訴えは、子の福祉や利益のため、強制的に法律上の父子関係を形成するものと解される。仮に子が、

性別変更後の子の認知 判決要旨

血縁上の父子関係を有する人に認知を求めるについて、その人の法的性別が女性であることを理由に妨げられると、養子縁組によらない限り、子は監護、養育、扶養を受ける法的地位を取得したり、相続人になつたりすることができない。このような事態が子の福祉や利益に反するのは明らかだ。

特例法は性別変更の審判の要件として「現に未成年の子がないこと」と規定しているが、これは主として未成年の子の福祉に対する配慮に基づくといえる。未成年の子が血縁上の父に認知を求めることが妨げられる、子の福祉に反し、看過し難い結果となる。

民法その他の法令において、法的性別が女性であることで、法律上の父子関係を妨げる根拠となる規定は見当たらぬ。

【尾島明裁判官の補足意見】

特例法は現に未成年の子がないことを性別変更の審判の要件としているが、あくまで審判時の要件であり、審判確定後に未成年の子と親子関係が生じることが直ちに制限されることは解されない。その上、審判の前に出生した子から認知訴えがされることも排除しておらず、審判の上、審判の前に出生した子から認知訴えがされることが直ちに制限されることは解されない。その後に未出生の子と親子関係が生じることが直ちに制限されることは解されない。そ

たといえる。

性別を女性に変更した人に対する子からの認知の訴えを認めると家族秩序の混乱が生じる、との想定も具体的とは言いつづけられるべきものとして残されている。

以上からすると、嫡出でない子は、女性に自己の精子で子を懐胎させた人に対し、法的性別にかかわらず認知を求めることができると解するのが相当だ。

【三浦守裁判官の補足意見】

生殖補助医療の発展や利用が進む中、パートナーと子を育てたいと望む人がおり、生命倫理や子の利益などについてさまざまな議論があることから、法整備には一定の時間を要することもやむを得ない面がある。しかし、法整備の必要性が認識されてから20年を超える年月が経過し、既に現実が先行するに至っている。現行法の適切な解釈に基づき、事件を解決することは裁判所の責務だ。